

特別定額給付金の申請はお済みですか？

国の特別定額給付金（10万円）及び湯浅町版定額給付金（1万円）の申請を受け付けています。申請期限は、下記のとおりですので、ご注意ください。



対象者

令和2年4月27日時点で
湯浅町に住民登録のある世帯主
※令和2年5月18日付で、申請書は送付済みです。

申請期限

令和2年8月17日(月)当日消印有効

お問合せ 地方創生ブランド戦略推進課 特別定額給付金担当(17番窓口) ☎63-2552

新型コロナウイルス感染症に関連した差別をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

ホームページ
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
(パソコン、スマートフォン共通)
下のQRコードを読み込んでください



相談する



様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ごやくたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

インターネット受付 インターネット人権相談 検索
パソコン、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

水道基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症に伴うご家庭や事業所等の経済的な負担軽減を図るため、水道基本料金を6ヶ月間免除します。

対象者

すべての給水契約者（官公署や臨時的使用は除きます。）

免除内容

水道料金のうち基本料金を免除します（基本料金分を超過して利用した場合は、基本料金相当額を差し引いた金額での請求となります。）

免除期間

令和2年 6月検針分（7月請求分）～
令和2年 11月検針分（12月請求分）

免除方法

手続きは必要ありません

※免除した水道料金等については、湯浅町一般会計（湯浅町ふるさとまちづくり基金）から負担します。
※水道料金の詳細については、湯浅町水道事務所（☎62-4171）までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金を募集します

総務広報課（16番窓口） ☎64-1108

新型コロナウイルス感染症対策に必要な施策の推進を図るため、町への寄附金を受け付けています。寄附をお寄せくださる方には、寄附金申込書をご用意しておりますので、事前にご連絡いただけますようお願いいたします。皆様の温かいご支援を心よりお待ちしております。

振込の場合は、次の方法がご利用いただけます。

ゆうちょ払い込みの場合

- 寄附申込書の提出
- 町から「ゆうちょ銀行払込票」をお送りします。
- ゆうちょ窓口で払い込み
- 町から寄附金受領証明書をお送りします。

銀行払い込みの場合

- 寄附申込書の提出
 - 町の指定銀行口座に払い込み
 - 町から寄附金受領証明書をお送りします
- ※ 別途振込手数料が必要となります。

寄附のお申込みのない方に対して、町から電話等で振込先をお知らせして送金をお願いしたりすることはありません。寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。